

広島県告示第七百四十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定によつて、次のとおり免許を取り消した。

平成二十九年十二月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

一 免許の取消しをした年月日

平成二十九年十二月十五日

二 免許の取消しを受けた建築士

1 氏名

品川 幸則

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

二級建築士（広島県知事登録第四五六四号）

三 免許の取消しの理由

死亡による。